

プラスチック資源の分別収集及び再商品化の開始等について

本市におけるごみの減量化及び資源化について、今後も一層推進していくに当たり、令和 8 年 4 月からプラスチック資源の分別収集及び再商品化の事業（以下「本事業」といいます。）を開始するため、令和 7 年 6 月に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 6 0 号。以下「プラスチック資源循環促進法」といいます。）第 3 3 条の規定による再商品化計画の認定申請を行っています。

ついては、主務大臣（環境大臣及び経済産業大臣）認定後の本事業の開始に向けた具体的な内容及びこれに伴う家庭ごみ等のステーション収集の見直し等の内容について報告します。

なお、当該再商品化計画が認定された場合には、広島県内の自治体で初めての認定となります。

1 プラスチック資源の再商品化計画

(1) 概要

これまで行われていた容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 1 1 2 号）に基づくプラスチックのリサイクルでは、一般的に、選別や圧縮等の工程を市区町村が、再商品化の工程を再商品化事業者が、それぞれ行っていました。

これに対し、プラスチック資源循環促進法第 3 3 条の規定による再商品化の事業は、市区町村が再商品化事業者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けるもので、選別、圧縮等の中間処理工程の一体化・合理化が可能となったことから、市区町村が主体となって、独自にプラスチックのリサイクルに取り組むことができるようになりました。

本事業において、本市は、各家庭から排出されるプラスチック資源を直営又は委託により収集し、本市環境施設課が所管する廃棄物ストックヤード（広多賀谷 4 丁目）敷地内に搬入した後、再商品化事業者が、当該収集物を自社の再商品化工場へ運搬し、再商品化を行います。

【プラスチック資源の収集方法】

各家庭から排出されるプラスチック資源は、新規作成・販売をするプラスチック用指定袋（緑色）により、可燃ごみ・不燃ごみと同じくごみステーションで、週 1 回収集します。

プラスチック用指定袋は、大袋（3 0 リットル）・中袋（2 0 リットル）・小袋（1 0 リットル）の 3 種類で、1 0 枚 1 組で販売します。価格は、既存の指定袋と同額の 1 リットル当たり 1 円（例：3 0 リットル袋 1 枚は 3 0 円）です。

(2) 再商品化事業者（分別収集物の処分を行う者）

株式会社広島リサイクルセンター（施設の所在地：三原市久井町下津 1 1 2 6 番 9）

代表取締役 三井 崇裕

(3) 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 1 年 3 月 3 1 日（3 年）

(4) 収集するプラスチックの種類及び各収集見込量

区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	計
プラスチック容器包装廃棄物	1, 3 0 0 トン	1, 3 0 0 トン	1, 3 0 0 トン	3, 9 0 0 トン
それ以外のプラスチック使用製品廃棄物	6 0 0 トン	6 0 0 トン	6 0 0 トン	1, 8 0 0 トン
合 計	1, 9 0 0 トン	1, 9 0 0 トン	1, 9 0 0 トン	5, 7 0 0 トン

※収集時には、上記区分の別なく一括して収集します。

(5) 再商品化の実施方法（再商品化製品）

材料リサイクル（ペレット※等）

※プラスチックを加熱し粒状にしたもので、物流パレット等の原料となるもの

(6) 事業費

1 3 7, 5 0 0 千円／年 （特別交付税 4 4, 1 0 0 千円／年）

2 プラスチック資源分別収集開始に伴う家庭ごみ等収集全体での収集頻度等の見直し

令和 8 年 4 月 1 日のプラスチック資源の収集開始に当たり、収集品目が増えることから、新たに収集日を設定する必要があります。

また、資源物として排出されるべき飲料用等のペットボトルやスチール缶・アルミ缶等が、可燃ごみや不燃ごみの中に相当量混入している状態が、現在も見受けられます。

この中には、汚れ等のため資源物としてリサイクルできないものもありますが、資源物として収集している「びん類・缶類・ペットボトル」の収集日が、月 2 回程度しかないため、次の収集日に排出することなく、毎週収集のある可燃ごみの収集日にペットボトルが、不燃ごみの収集日にびん類・缶類が排出されているものと思われます。

このことから、現在は毎週行っている不燃ごみの収集については隔週に、現在は隔週で行っている資源物（びん類・缶類・ペットボトル）の収集については毎週にそれぞれ変更することによって現状を解決し、適正な家庭ごみの分別・資源化を一層推進するため、令和 8 年 4 月 1 日から実施するプラスチック資源収集日の運用開始時期に合わせて、収集頻度の見直しを行います。

《収集頻度の見直し案》

区 分		現 行	令和 8 年 4 月 1 日以降
可燃ごみ		週 2 回	週 2 回
不燃ごみ（変更）		週 1 回	月 2 回
粗大ごみ		月 1 回	月 1 回
プラスチック資源（新設）		—	週 1 回
資源物	びん類・缶類・ペットボトル（変更）	月 2 回程度	週 1 回
	紙類	月 2 回程度	月 2 回程度
有害・危険ごみ		月 1 回	月 1 回

※一部の品目については、地域によってやむを得ず収集曜日等の変更を伴う場合が生じる見込みです。

《収集頻度見直し案による収集スケジュールの変更例》

【現行のスケジュールの例】

区分	月	火	水	木	金
第 1 週	可燃 ごみ	収集無し	不燃ごみ/ 粗大ごみ	可燃 ごみ	びん・缶・ ペット ボトル [資源物]
第 2 週	可燃 ごみ	収集無し	不燃ごみ	可燃 ごみ	紙類 [資源物]
第 3 週	可燃 ごみ	収集無し	不燃ごみ	可燃 ごみ	びん・缶・ ペット ボトル [資源物]
第 4 週	可燃 ごみ	収集無し	不燃ごみ/ 有害・危険 ごみ	可燃 ごみ	紙類 [資源物]
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮



【見直し後のスケジュール】※可燃ごみ収集日は変更なし

区分	月	火	水	木	金
第 1 週	可燃 ごみ	プラ資源	紙類 [資源物]	可燃 ごみ	びん・缶・ ペット ボトル [資源物]
第 2 週	可燃 ごみ	プラ資源	不燃ごみ/ 粗大ごみ	可燃 ごみ	びん・缶・ ペット ボトル [資源物]
第 3 週	可燃 ごみ	プラ資源	紙類 [資源物]	可燃 ごみ	びん・缶・ ペット ボトル [資源物]
第 4 週	可燃 ごみ	プラ資源	不燃ごみ/ 有害・危険 ごみ	可燃 ごみ	びん・缶・ ペット ボトル [資源物]
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

3 市民等への周知方法

プラスチック資源の排出・分別方法については、これを機に新たに作成した資源物とごみの分別リサイクルガイドブック（以下「ガイドブック」といいます。）を始めとして、呉市ごみ分別アプリ「さんあ〜る」やSNS，広報誌等を効果的に活用し、丁寧な周知・啓発に努めます。

ガイドブックの配布については、日本郵政株式会社のグループ会社である「JPメディアダイレクト」に委託し、令和7年12月中に、ポスティングにより各世帯に配布します。

また、市民等を対象とした説明会を、令和8年1月から中央地区及び17の市民センター並びに今治市関前支所の地域単位等で開催するとともに、各自治会にも積極的に出向いて行う予定です。

4 今後の予定

時 期	内 容 等
令和7年12月	ガイドブック及びプラスチック資源の分別収集に関する説明会開催案内文の各戸配布
令和8年1月～令和8年3月	住民説明会開催（随時）
令和8年4月～	事業開始